

「崇城大学後援会会則」 新旧比較対照表

新	旧
第 5 章 会 計 (会 費) 第 1 6 条 本会の会費は、本学入学時に納入する委託徴収金（後援会費）の 2 8, 0 0 0 円とする。 2 同一後援会員より、同時期に学生 2 名以上が在籍している場合の会費は、1 名分とする。 <u>(納入金の処理)</u> 第 1 7 条 納入された会費は返却しない。 (運営資金) 第 1 8 条 本会の運営資金は、前条第 1 項の後援会費および本会の趣旨に賛同した有志の寄付金を充てる。 (予算および決算) 第 1 9 条 予算および決算は、総会の承認を得なければならない。 (会 計) 第 2 0 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。 附 則 15. この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	第 5 章 会 計 (会 費) 第 1 6 条 本会の会費は、本学入学時に納入する委託徴収金（後援会費）の 2 8, 0 0 0 円とする。 2 同一後援会員より、同時期に学生 2 名以上が在籍している場合の会費は、1 名分とする。 (運営資金) 第 1 7 条 本会の運営資金は、前条第 1 項の後援会費および本会の趣旨に賛同した有志の寄付金を充てる。 (予算および決算) 第 1 8 条 予算および決算は、総会の承認を得なければならない。 (会 計) 第 1 9 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。 附 則

崇 城 大 学 後 援 会 会 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、崇城大学後援会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、崇城大学事務局庶務課におく。

(目 的)

第 3 条 本会は、本学における教育、研究および文化・体育活動を援助し、あわせて本学と保護者の緊密な連携のもとに、本学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に必要な経費の援助
- (2) 研究に必要な経費の援助
- (3) 文化・体育活動の援助
- (4) 福利厚生に対する援助
- (5) その他必要な援助

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会は、本学学生・大学院生の保護者、本学教職員および本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。

第 3 章 組 織

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名 (保護者)

副会長	2 名（保護者）
監 事	2 名（保護者）
評議員	5 0 名程度（保護者・大学）
幹 事	1 名（大学）

（顧問）

第 7 条 本会の発展および業務の円滑な運営を図るため、顧問を置くことができる。顧問は、学長および前会長とし、役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員の仕事）

第 8 条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- （1）会 長・・・会務を総括し、会議の議長となる。
- （2）副会長・・・会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- （3）監 事・・・本会の業務、会計を監査しその結果を総会に報告する。
- （4）評議員・・・会務に参加し、重要事項を審議する。
- （5）幹 事・・・本会の事務を行う。

（役員承認）

第 9 条 本会の役員は、総会において承認する。

（役員選出）

第 10 条 本会の役員の選出は次の通りとする。

- （1）本会の役員は、保護者から各学部・学科各年次ごと 1 名ならびに大学教職員から以下の第 3 号、第 4 号に基づく人数を選出する。
- （2）会長、副会長および監事は、役員会で選出し、その他の役員は評議員となる。
- （3）大学教職員からの役員は、副学長、学部長、事務局長、学生部長、教務部長、就職部長、図書館長とする。
- （4）後援会長が必要と認めたときは、その他の教員および事務職員を加えることができる。
- （5）大学庶務課長は、幹事となる。

(役員の任期)

第 1 1 条 本会の役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の任期は、総会より次期総会までの 1 年間とし、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員を生じたときは、役員会で後任者を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

第 1 2 条 本会の会議は、総会、役員会、臨時役員会の 3 種とし、会長が招集する。

- 2 総会は、年 1 回（6 月）の開催とする。
- 3 役員会は、総会前と総会後に開催する。
- 4 臨時役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の構成)

第 1 3 条 総会は、第 5 条の会員をもって構成する。

- 2 役員会および臨時役員会は、第 6 条の役員をもって構成する。

(会議の機能)

第 1 4 条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算および決算の報告
- (3) 会長、副会長、幹事、評議員の選出結果報告
- (4) その他必要事項

- 2 役員会は、次の事項を決定する。

【総会前】

- (1) 総会への提案事項の協議
- (2) 事業の報告および決定
- (3) 予算および決算の審議および決定
- (4) 会長、副会長、監事および評議員の選出
- (5) 会則の変更
- (6) その他重要事項の審議

【総会后】

(1) 総会の反省事項を検討

(2) その他必要事項

3 臨時役員会は、次の事項を決定する。

(1) 緊急な事項の審議

(2) その他重要事項の審議

(議 決)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数で決する。

第5章 会 計

(会 費)

第16条 本会の会費は、本学入学時に納入する委託徴収金（後援会費）の28,000円とする。

2 同一後援会員より、同時期に学生2名以上が在籍している場合の会費は、1名分とする。

(納入金の処理)

第17条 納入された会費は返却しない。

(運営資金)

第18条 本会の運営資金は、前条第1項の後援会費および本会の趣旨に賛同した有志の寄付金を充てる。

(予算および決算)

第19条 予算および決算は、総会の承認を得なければならない。

(会 計)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第6章 その他

(会則の変更)

第21条 本会の会則の変更は、役員会で審議し総会でその承認を受けなければならない。

(支 部)

第 2 2 条 本会には、地方支部を置くことができる。

附 則

1. この会則は、昭和 4 4 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。
3. この改正は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。
4. この改正は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。
5. この改正は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
6. この改正は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
7. この改正は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
8. この改正は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
9. この改正は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
10. この改正は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
11. この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
12. この改正は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
13. この改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
14. この改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
15. この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。